



うめ

Power Alliance Tax Accountant Office
パワーアライアンス税理士事務所

News

編集発行人

パワーアライアンス税理士事務所
税理士 若杉 治
〒151-0073
東京都渋谷区笹塚3-37-1
第1花井ビル2F
TEL 03 (5365) 4744(代)
FAX 03 (5365) 4745
E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

◆ 2月の税務と労務

国 税／令和6年分所得税の確定申告

2月16日～3月17日

(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)

国 税／贈与税の申告

2月1日～3月17日

国 税／1月分源泉所得税の納付

2月10日

国 税／12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

2月28日

国 税／6月決算法人の中間申告

2月28日

国 税／3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間
申告(年3回の場合)

2月28日

国 税／決算期の定めのない人格なき社団等の法人
税の確定申告及び納付

2月28日

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日

23日・天皇誕生日 24日・振替休日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	.

地方税／固定資産税(都市計画税)第4期分の納付

市町村の条例で定める日

ワン
ポイント

e-Tax機能の充実化 昨年より、e-TaxのWEB型ソフト「WEB版」と「SP版」が、「e-Taxソフト(WEB版)」に統一され利用しやすくなっています。また、マイページから確認できる情報の拡充や、スマホ用電子証明書に対応しマイナンバーカードを読み取らなくてもスマホ申告が可能になるなど、機能の充実化が進められています。

確定申告の準備はお済みですか？

毎年、2月16日から3月15日までは、所得税等（所得税及び復興特別所得税）の確定申告書提出期間と定められています。電子申告の機能拡充により、以前に比べれば確定申告書に添付する資料の種類も減ってはきましたが、申告期間が限定されていることから、効率的に申告書を作成し提出するためには、

事前の準備が欠かせません。

今回は多くの方に関連する所得税等の確定申告について、特に所得の種類に応じて事前に準備・整理しておくべき事項を中心にみていきます。

I 確定申告とは？

所得税等の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた所得金額と、それに対する所得税等の額を計算して確定させる手続です。確定した所得金額や納税額に基づいて、翌年2月16日から3月15日の間に申告し、納税します。3月15日が休日となる場合は、翌平日が納期限となります。

給与所得者が医療費控除や住宅借入金等特別控除などを適用して所得税等の還付を求める場合は、前述の申告期間と関係なく、その年の翌年1月1日から5年間、確定申告書を提出することができま

す。所得税等の確定申告書は、提出時の納税地を所轄する税務署に提出します。納税地とは、一般的には確定申告書を提出する方の住所地になります。

II 事前準備しておくこと

1 事業所得を有する方

事業所得金額は、1年分の収入金額から経費金額を差し引いて算出します。

青色申告者の場合は青色申告決算書、白色申告者の場合は収支内訳書を確定申告書に添付して、所得金額の算出内容を記載しなければなりません。

白色申告の場合は青色申告に比べて簡易な形式での記帳が認められていますが、請求書や領収書、預金通帳などの各種記録から取引金額を誤りなく帳簿に記載し、所得金額を算出することとは、青色申告と変わりありません。また、青色申告・白色申告を問わず、各種記録の整理や記帳は各月ごとにこまめに行うことが肝要です。

2 不動産所得を有する方

不動産所得も事業所得と同様、1年分の収入金額から経費金額を差し引いて算出します。また、青色申告者の場合は青色申告決算書、白色申告者の場合

は収支内訳書を確定申告書に添付する必要があります。事業所得と同じです。

なお、同族会社の役員が、その同族会社の事務所等として自宅を会社に貸し付け、賃貸料を受領しているケースがあります。通常、年末調整済みの給与の他の所得金額が20万円以下の場合には、確定申告をする必要はありません。しかし、同族会社役員が会社から受領する賃貸料については、所得金額が20万円以下でも不動産所得として給与所得と合算して確定申告をする必要があるため、注意が必要です。

3 土地・建物など不動産の譲渡所得を有する方

土地・建物などの譲渡所得は、土地や建物を売却した金額からその土地建物の取得費と譲渡費用の額を差し引いて算出します。取得費には、売却した土地や建物の購入代金や建築代金のほか、購入の際に支払った立退料や測量費、土地改良のための造成費用などが含まれます。なお、建物の取得費は、購入代金などの合計額から所有期間中の減価

償却費相当額を差し引きます。
確定申告の際には、これらの支出を証明する売買契約書や請求書、領収書の準備が必要です。が、購入年月が古く、契約書等を紛失して取得費が判らない場合は、売却価額の5%相当額を取得費として計算します。

一方、譲渡費用には、仲介手数料や印紙代、建物の取壊し費用、借家人に家屋を明け渡してもらったときに支払った立退料など、売却のために直接要した費用が含まれますので、これらの支払を証明する資料を準備してください。

4 株式の譲渡所得を有する方

株式等を売却して譲渡益が発生した場合は、金融商品取引業者に開設した口座のいずれの取引かにより課税関係が異なります。【表参照】

確定申告で、株式等を売却した場合の譲渡益を申告する場合、売却金額からその株式等の取得価額と売却手数料等を差し引いて所得金額を算出します。取得価額には、その株式等を取得した際に支払った購入手数料のほか、購入時の名義書換料などその株式等を取得するために要した費用も含まれます。

売却した株式等が相続により取得したものであるとか、購入時期が古いといった事情により取得価額が判らない場合は、土地・建物の譲渡所得と同様、売却額の5%相当額を取得価額とすることができま

す。なお、この計算は、同一銘柄の株式等ごとに行います。

III 提示や写しの添付が必要な書類の準備

1 本人確認書類

税務署に確定申告書を持参する場合に本人確認書類の提示、郵送する場合はその写しの添付が必要です。

マイナンバーカードがあれば本人確認できますが、持っていない方は、マイナンバーを確認する書類として「マイナンバーが記載された住民票の写し」や「マイナンバーの通知カード」を、加えて身元確認書類として「運転免許証」や「パスポート」などを提示・添付します。

2 各種控除の証明書類

各種の所得控除を適用する場合は、社会保険料控除や生命保険料控除、地震保険料控除、医療費控除など、適用する控除ごとに証明書類を準備します。

医療費控除については、医療費通知や、領収書等に基づいて作成した医療費控除の明細書の添付が必要です。事前に作成しておきましょう。なお、医療費の領収書は提出不要ですが、後日、税務署から提示・提出を求められる場合があります。5年間保管する必要があります。

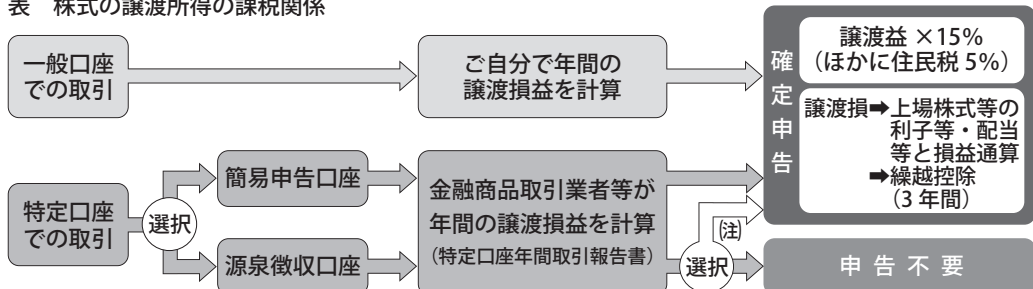
3 源泉徴収票

給与所得がある方は、勤務先から交付される源泉徴収票の記載事項を確定申告書に転記します。源泉徴収票そのものは提出不要ですが、申告書の作成には不可欠の資料ですので、必ず取り寄せるようにしてください。

【参考資料】
国税庁
国税庁タックス
アンサーNo1000
「所得税のしくみ」



表 株式の譲渡所得の課税関係



注：「源泉徴収口座」における上場株式等の譲渡所得等について、令和5年度分(令和4年分)までの住民税では所得税と異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度分(令和5年分)以後の住民税では所得税と同一の課税方式が適用されます。

国税庁資料より

税金クイズ

国税のキャッシュレス納付のうち、全税目の納付が可能なものは、次のうちどれでしょうか？

- ① ダイレクト納付
- ② 電子納税
- ③ クレジットカード納付
- ④ スマホアプリ納付

【解説】

国税の納付については、現状、全体の約6割強が金融機関・税務署の窓口やコンビニにおいて現金で行われています。国税庁では、令和8年度までにキャッシュレス納付割合を5割とする目標を設定しており、決済手段の多様化やキャッシュレス化が進展する中、次のような納付手段を導入して、納税者の利便性向上を図っています。

・振替納税 [申告所得税及び個人事業者の

消費税のみ利用可能]：振替依頼書を提出し、指定した預貯金口座からの口座引落しにより納付します。

・ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替) [全税目で利用可能]：利用届出書を提出し、e-Taxで申告した後、簡単な操作で、即時又は期日を指定して預貯金口座からの振替により納付します。

・電子納税 [全税目で利用可能]：e-Taxの利用開始届出書を提出し、ペイジー (Pay-easy) に対応した金融機関のネットバンキングやATMで納付します。

・クレジットカード納付 [全税目で利用可能]：専用のWeb画面 (国税クレジットカードお支払サイト) で、クレジットカード情報を入力して納付します。

・スマホアプリ納付 [全税目で利用可能]：専用のWeb画面 (国税スマートフォン決済専用サイト) で、利用可能なPay払いを選択して納付します。

正解は、①～④全部でした。

(出典：国税庁資料)

KEY WORD

為替差益・為替差損が生じた場合

外貨預金で、例えば1ドル100円の時に2万ドル分の外貨を預けて、1ドル120円の時に払い戻したら、 $(120円 - 100円) \times 2万ドル = 40万円$ の得をします。逆の場合は損になります。この利益や損失のことを「為替差益」、「為替差損」といいます。

為替差益は雑所得になりますが、年末調整済の給与以外の所得が20万円以下であれば、確定申告をしなくてもよいことになっています。ただし、医療費控除や寄附金控除等を受けるために確定申告をする場合は、給与以外の所得が20万円以下でも、その所得を除外することはできません。

為替差損が生じた場合には、確定申告をする必要はありません。しかし、為替差損以外の雑所得 (公的年金等) がある場合は、他の雑所得と為替差損を相殺できるため、為替差損についても確定申告の計算に含めた方がよいということになります。

消費税 車両の買い替え

事業用の車両を新車に買い替えた場合に、消費税の処理に悩まれる方も多いと思います。例えば、帳簿価額100万円の車を70万円で売却 (下取り) し、現金230万円を足して、30万円の新車を購入したとします。簿価100万円の車を70万円で売却したわけですから、30万円の損をしたことになり、損だから消費税はかからないの

では、と考える方もおられるかもしれませんが、消費税は損益に関係なく売却額に課税されます。したがって、この場合は70万円が課税売上となります。所得税や法人税は「もうけ」に課税されますが、消費税は「譲渡額」に課税されますので、この点が大きな違いです。一方、課税仕入は、現金を足した230万円ではなく、新車代金の300万円となります。